

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会（第6回 第5期・第2回）ご意見一覧（抜粋）

No	素案_修正版 該当箇所 又は関連項目	発言者	素案_修正版に対する意見（抜粋）
1	全体（団体の定義・対象）	委員	協働の指針では「地域コミュニティ」という言葉を使っていない。何を指すのかははっきりしない。中間支援団体や事業者などが含まれるのかなどが明確ではない。対象の範囲を整理する必要があるのではないかなと思う。
2	全体（団体の定義・対象）	委員	個人が提案したことについて市と一緒にやろうとなる場合もあると思うので、個人も対象とした方がよい。
3	全体（団体の定義・対象）	会長	ガイドライン案の3ページ以降を読むと、「地域コミュニティ」と「市民活動団体」を定義する必要もなく、結局は協働のパートナーと市という2つの分け方にしかっていない。それにもかかわらず、始めの方で説明しすぎているために逆に誤解を招いているような気がする。もっと簡潔に記載した方がよいと思う。
4	全体（団体の定義・対象）	会長	労働者協同組合という新しい法人格ができる。こういう方はいったい何に当てはまるのか。事業者には当てはまるのかどうなのかというグレーゾーンが増えてきている。その中であまりきちんと定義をし過ぎてしまうと、また新しい法人格が出てきた際、対象にするのかどうかという悩みがまた出てくる。具体的に言うと、労働者協同組合は事業者には当てはまるのかどうなのかということを念頭に置きながら、最初の部分をどう書いていったらいいのかを検討してはどうか。
5	全体（団体の定義・対象）	会長	きちんと定義した方がいいのか、曖昧にした方が逆に分かりやすくなるのか検討いただけたらと思う。
6	全体（団体の定義・対象）	委員	「地域コミュニティ」と「市民活動団体」とタイトルに出てきたとき、「地域コミュニティ」が何を指すのか読んだ人がパッとわからないのではないかなと思った。協働の指針では「市民と行政は」という書き方をされていたと思う。これを踏まえると「市民と市」という記載でもいいのかなと思う。
7	全体（話し合いの大切さ）	委員	きちんと話し合うことを大切にしましょうということをガイドラインに記載いただけたらと思う。仕様や予算を考えていくときなども話し合いの中できちんと積み上げていこうという部分を記載してほしい。話し合いをすることで良い結果が生まれるというところをきちんと書き入れると分かりやすいと思う。
8	全体（話し合いの大切さ）	委員	私が宝塚市と結んでいる契約の事業は、すべて市としっかりと話し合いながら進めていく形となっている。市民活動団体自体も自ら「話し合いをしてください」と言うような契約ができる形になっていけばいいなと思う。そういった姿勢になるようなガイドラインができたと思う。
9	1－（1）背景	委員	ガイドライン案の1ページに今までの経緯をきちんと書いてもらっているが、もう少しポイントだけに絞っていただいた方が読みやすい。

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会(第6回 第5期・第2回)ご意見一覧(抜粋)

No	素案_修正案 該当箇所 又は関連項目	発言者	素案_修正案に対する意見(抜粋)
10	1- (2) 協働事業における「契約」	委員	一番気になったのは、協働契約ではなく従来の契約の中で運用していけないかという提案の点である。1年半の間、協働契約のあり方検討部会という形でやってきたが、これまでそういった議論はなく、突然、今回事務局から提案があったので非常に驚いた。今のところ、事務局の説明だけでは納得できないと感じている。たしかに、事務局からの説明であったように、市民活動団体の特徴が市の職員に伝わっていないことや経費に関することが大きな課題であることは間違いないが、課題はそれだけではない。従来の契約では、成果物は委託した側の市の所有となり、権利も市のものとなる。また、責任の所在も市という形となる。様々な点において、協働が進める形と違ってくる。丁寧に説明していけばいいのかもしれないが、従来の枠組みの中で「ここだけ気を付けて」とガイドラインで示した場合、本当に市の職員が協働の原則を把握された上で対応していただけのかがすごく不安である。協働の指針や協働のマニュアル等を作成してきたが、協働の原則についてどれくらい市の職員が把握されているのか。繰り返しにはなるかもしれないがガイドラインの中にももう少し丁寧に記載することが必要であるが、従来の契約を前提としてちょっとだけ書いたらよいという考え方をされてしまうと、「企画の段階から意見を聞けばいいのね」「成果物を共有すればいいのね」「積算のことはこれらの点だけ気にすればそれでいいのね」というふうに思われてしまわないかと、とても不安に思う。協働契約という文言を出すことで、従来の契約と抜本的に考え方が違うということを市職員の方が認識しやすくなるし、どこが違うかも見ていただきやすいと思う。
11	1- (2) 協働事業における「契約」	事務局	市民活動団体や自治会、まちづくり協議会などの地域コミュニティと契約をしている中で、金額の点と仕様が市で決められて市民活動団体と協議ができていないという点が一番大きい課題であるというのを、今までの部会の議論から認識した。
12	1- (2) 協働事業における「契約」	事務局	協働契約という新たなカテゴリーを作らずとも、価格競争だけではないことや仕様も話し合って決めていけるということ、市民活動団体の特徴などをガイドラインできっちりと職員にも示すことで、市民活動団体や地域コミュニティとの契約が本来あるべき対等の契約になっていくことを期待して、今回のガイドラインの案を作成した。
13	1- (2) 協働事業における「契約」	会長	「委託」は、本来市役所がやるべき仕事を他の方にやっていただくこと。「補助金」は、市が関わらなくてよい、様々な団体が自主事業としてやっていくことに対して経済的に苦勞されている場合に応援しようという形。市役所も団体もお金を出す必要がある、いわゆるお金の面でもお互い持ち寄って協働でやっていきたいと思いますという中で市が何割持つのかというのが「負担金」である。尼崎市はこれらをすべて協働契約と呼んでいるが、宝塚市は、おそらく契約行為だけを取り出してこようという話をされているのだと思う。そうすると、あえて協働契約という形でくくなくても通常の契約行為でできるのではないかとこの選択だと思う。ただし、運用に当たっての課題は契約行為の中で発生しているのではなく、お互いの関係性をどう認識するのかというところに課題があるのではないかとこの考えのもと、契約行為を触るのではなく、そこに持っていくための姿勢や考え方を整理しようとしていると思う。よって、根本的に尼崎市と記載内容が違うということはどこかで書いておいた方が誤解を招かない。
14	1- (2) 協働事業における「契約」	委員	契約するときにどうするかという記載の前段階で協働事業の範囲をもう少し説明する必要があると思う。この点については協働の指針等に任せて本ガイドラインからは省こうという話もあったが、例えば尼崎市では図で説明されており、一般的な指定管理等の制度と協働契約の中で委託型と補助金型と負担金型があるとしている。ガイドラインの修正案において、この点の委託型の事業についてガイドラインで考えていくということころがはっきりと見えてない。図などを含めて協働の事業の守備範囲をはっきりさせることが必要だと思う。
15	1- (2) 協働事業における「契約」	会長	協働事業を整理するよりも、市が金銭的負担を伴う行為(市が団体に対してお金を渡す行為)を整理し、その行為の中で何種類あるのかという形とした方が分かりやすいと思う。

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会(第6回 第5期・第2回)ご意見一覧(抜粋)

No	素案_修正版 該当箇所 又は関連項目	発言者	素案_修正版に対する意見(抜粋)
16	1- (2) 協働事業における「契約」	委員	ガイドラインを利用する人が自身の実施しようとしている事業が対象となっているかが分かるように、これまでの発行物の内容と重なってもいいので抜き出した方がよい。協働とは何かという基本的なことは、協働の指針を読んでくださいという形でもいいと思う。ガイドラインを使う人の立場で、自身の事業が対象かが分かるような形にした方がよい。
17	1- (2) 協働事業における「契約」	委員	結局、従来の契約の中でガイドライン案をまとめていくことになるのか。
18	1- (2) 協働事業における「契約」	会長	一旦、尼崎市で言うところの委託型のことを指しているということをきっちりとガイドライン案に書いてもらった上でどう見えるかということ、再検討させてもらえないかという仕切りをさせていただいた。
19	1- (2) 協働事業における「契約」	委員	従来の契約と違う部分をなぜガイドラインが必要かというところで記載した方がよい。従来の市が主導する請負的な契約とは違うというところを記載した方が職員の方もわかりやすいと思う。この点を避けて書かれている気がする。
20	1- (2) 協働事業における「契約」	会長	どういう方にどういう思いでどういうポイントを読んでほしいのかというところを冒頭で記載しておいた方が気持ちの整理ができて読めるんじゃないかということだと思うので、そこをお願いしたい。パートナーの特徴を理解してその方が動きやすいように契約行為を工夫してくださいねというのがざっくりした市職員へのメッセージかと思う。そこをすばり記載していただいた方がよい。
21	1- (2) 協働事業における「契約」	委員	協働契約の形を示したとしても、市の職員の中で「協働とは何か」というところが落とし込まれていないため、この程度のガイドラインでよいと思う。
22	1- (2) 協働事業における「契約」	委員	全体的に見ればガイドライン案はよいと思うが、最初の段階において、協働事業のところを明確にしておく必要がある。
23	1- (2) 協働事業における「契約」	委員	2ページ(2)イに「契約の事例が少ない」という記載があるが、「協働の原則にのっとった契約ができていない」という記載もあるとよい。
24	1- (2) 協働事業における「契約」	委員	2ページ「本ガイドラインのねらい」の「市職員にとって」の箇所において、「従来の委託契約とは内容や進め方が異なる点についても知っていただく」という記載も一文あればいいと思う。
25	1- (2) 協働事業における「契約」	委員	宝塚市も江戸時代からの生活習慣を持っている地域もあればニュータウンとなっている地域もあり、千差万別の価値観がある。そういう価値観の違いがあっても、市民が主権者だということが統一されていれば何も市にお願いするということはないが、皆が中々引きずっている部分がある。文書を渡してもこれが治ることはないと思う。自治会はいらないという地域や自治会の会則を作るとを生意気だという地域もある。我々としては、主権者は市民であるということを根気よく話しかける必要がある。一挙にはいかないが、そういう方々を認めつつ、少しずつやっていくしかない。制度はちゃんとしたものを作る必要があるが、浸透させることに悩み過ぎてはいけない。ほどほどのところにした方がよいという感想を持った。

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会（第6回 第5期・第2回）ご意見一覧（抜粋）

No	素案_修正版 該当箇所 又は関連項目	発言者	素案_修正版に対する意見（抜粋）
26	1－（2）協働事業における「契約」	委員	契約というのは、委託契約を指していると思っていいのか。
27	1－（2）協働事業における「契約」	事務局	事務局の認識としては委託を指している。市が本来やるべきことについて仕様を決めてやっていただく、その仕様についてお互いに協議・評価をしながら進めていくということが本日確認できたと思っている。
28	2－（2）市と契約する団体に求められること	委員	3ページ（2）の「※法人格を有しない団体と請負契約を行う際は、団体に以下の要件を確認できることを必須としています。」という記載があるが、この点については「一定の要件を求められることがあります」とするのではなく、必須であるとした方がよいということを前回は提案した。
29	2－（2）市と契約する団体に求められること	委員	3ページの「将来のために法人化は必要？」という箇所において、「責任の所在が明確になる」という記載があるが、分かりにくいと思った。会長が「個人で契約するとその責任が個人にいく。法人になれば解決する。」旨のお話をされたことに基づいて記載されていると思うので、いっそのことそのとおり書いてもらった方が、団体が危機感を持つことになるのでよいと思う。
30	3－（2）事業内容の決め方	委員	4ページ（2）「事業内容の決め方」の箇所において、「企画から参画し」と記載があるが、これに加え、成果の帰属や役割分担・責任分担の項目も設けていただき、従来の契約と異なると記載いただいたほうがよい。
31	3－（3）事業費の積算	委員	人件費の積算の話も非常に難しいと思う。事業に応じた能力が必要ということになると、個別の事業において決めていくしかない。市側もパートナー側も事業実施にどれくらいの能力が必要となるのかきちんと把握をしておかないと経費の積算も詰まってしまうと思う。
32	3－（3）事業費の積算	委員	5ページの「ア 直接費」の表は草津市のハンドブックからほとんど引用されていると思うが、5、6ページの直接費及び間接費の内容について、例えば、事務機器の減価償却費や間接費の家賃であるとか具体的な項目があるとよいと思った。
33	3－（4）必要な事業費を認識しよう 1－（2）協働事業における「契約」	委員	契約全体の中で気持ち良い契約をするためのガイドラインとして進めた方がよい。ガイドラインには、見合わない契約は断った方がよい旨が記載されており、これは事業者の心構えである。NPO法人が普通の事業者と違うのは、ミッション・ビジョン・バリューを持っているところである。このミッションに基づくと、儲けからなくても私たちがやらなければならないという心意気で入っていくということになる。

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会(第6回 第5期・第2回)ご意見一覧(抜粋)

No	素案_修正案 該当箇所 又は関連項目	発言者	素案_修正案に対する意見(抜粋)
34	4 契約の後は・・・実践、評価、公表	委員	契約を結ぶ段階においてどういう目的で事業を協働で行うか、それによる成果は何かというところが最初に決められるべきである。評価の段階で後出しとなるのは最初の段階の詰めが甘いということもある。実際、後から経費が認められないということもある。その点については最初の段階で話をするのが大事である。
35	4 契約の後は・・・実践、評価、公表	委員	一番最後の評価のところに評価シートを入れてはどうかと提案した。協働のマニュアルに記載があるのでいらないのではないかとという事務局からの説明を受けたが、協働のマニュアルは作成後5～6年経っている。その間、私の団体は市と契約を結んできたが、一度も事業の実践内容について振り返りをしようと言われたこともないし、その結果が協働のまちづくり促進委員会に挙げてきたこともない。やはり、協働のマニュアルはすべての協働に関するマニュアルであり、市が後援をすることなども含まれる。それらにすべて評価シートがいるかと言われるとどう思う部分もあるが、せめて委託事業については協働の視点で市側も団体側もお互いに評価をして、その内容を協働のまちづくり促進委員会でも確認していくことも必要かと思う。この機会に協働の原則の内容がちゃんとできたかなどを評価する評価シートをガイドラインにつけておき、それを市民協働推進課に提出するという形にしておけば、自動的に協働のまちづくり促進委員会にも挙がってくると思う。市で委託事業を調査するようになったときも、ものすごく大変だったと思う。数の増減や市の職員の意識の変化など、これまで促進委員会で作ってきたものの評価にもつながるのでご検討いただきたい。
36	4 契約の後は・・・実践、評価、公表	委員	評価については、私が関連する団体で児童館事業の指定管理を受けている。指定管理の評価は指定管理制度において評価表があり、それを提出する形としている。その評価表に加え、最近、子ども家庭支援センターから別途評価表を出すよう言われている。評価表を出すためにやっているわけではない。問題があるのであれば、指定管理制度の評価表全体を変えてほしいと言っている状況である。この辺りの評価という点については宝塚市全体に関わってくる内容かと思う。協働事業の契約だけでは収まらない内容かと思うので、全体を整理してもらってざっくりと作る形とした方がよいと思う。
37	4 契約の後は・・・実践、評価、公表	会長	最初の約束で求めていなかったことを求めてくることがあり、そういった場合それは違うと返すことがある。今のご意見は、最初から評価の仕方を決めた上でスタートすれば問題は起こらなかったと思う。非常に手間のかかる評価表を後出しじゃんけんの形で出すように求めていることが問題である。この点を事業開始前にすり合わせをしておけば起こらない問題であり、後から言われても困るということをガイドラインで書いておくことが必要かと思う。
38	4 契約の後は・・・実践、評価、公表	委員	評価は非常に難しいと思う。というのは、協働で実施した場合、プラスアルファが求められるため、団体も気を引き締めて実施しないといけなくなる。お金をもらった分の成果を出していけないといけなくなるということになる。この部分についてはスタート段階から話し合いをする中で、評価の基準の話もしていけないと思う。

宝塚市協働のまちづくり促進委員会 協働契約のあり方検討部会（第6回 第5期・第2回）ご意見一覧（抜粋）

No	素案_修正案 該当箇所 又は関連項目	発言者	素案_修正案に対する意見（抜粋）
39	その他	会長	協働のマニュアル等で記載があるにもかかわらずやっていないという事態が生じている現状をどうするかということだと思う。もう少し書き加えるのか、協働のまちづくり促進委員会も関わるような仕組みを作っていくのか、どういう形で書いてあることを担保していくのかについて市役所内でも検討いただき、次回お返しいただけたらと思う。